

旧	新
第1条 ～ 第3条 （略） （部会） 第4条 障害者福祉専門分科会に，身体障害者の障害の程度，身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく医師の指定及び取消に関する事項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。）の指定及び取消に関する事項を調査審議するため，身体障害者福祉審査部会を置く。 2 児童福祉専門分科会に，里親の認定に関する事項，児童の措置及び児童虐待等による死亡事例の検証に関する事項，特定教育・保育施設等における死亡事故等の検証に関する事項並びに社会的養育推進計画に関する事項を調査審議するため，措置・里親審査部会を，保育所，家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可に関する事項を調査審議するため，保育所等認可審査部会を，社会的養護のものとこのこどもからの意見表明に関する事項及び関係機関からの申立て，申出に関する事項を調査審議するため，こども権利擁護部会を置く。 3 （略） 4 （略） 第5条 ～ 第7条 （略）	第1条 ～ 第3条 （略） （部会） 第4条 障害者福祉専門分科会に，身体障害者の障害の程度，身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく医師の指定及び取消に関する事項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。）の指定及び取消に関する事項を調査審議するため，身体障害者福祉審査部会を置く。 2 児童福祉専門分科会に，里親の認定に関する事項，児童の措置及び児童虐待等による死亡事例の検証に関する事項，特定教育・保育施設等における死亡事故等の検証に関する事項，<u>被措置児童等への虐待事案に係る報告の受領</u>並びに社会的養育推進計画に関する事項を調査審議するため，<u>措置・里親審査及び児童安全確保部会</u>を，保育所，家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可に関する事項を調査審議するため，保育所等認可審査部会を，社会的養護のものとこのこどもからの意見表明に関する事項及び関係機関からの申立て，申出に関する事項を調査審議するため，こども権利擁護部会を置く。 3 （略） 4 （略） 第5条 ～ 第7条 （略）

附 則

この改正は，令和8年 月 日から実施する。